(c)「締約国」とは、文脈により、日本国又はパナマをいう。

(d)「権限のある当局」とは、次の者をいう。

(i) 日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者

(ii) パナマについては、経済財務省又は権限を与えられたその代理者

(e)「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(f)「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(g) 一方の締約国についての「国民」とは、次の者をいう。

(i) 当該一方の締約国の国籍又は市民権を有する全ての個人

(ii) 当該一方の締約国において施行されている法令によってその地位を与えられた全ての法人、組合又は団体

(h)「株式公開法人」とは、その主たる種類の株式が公認の有価証券市場に上場されている法人をいう。ただし、その上場された株式が一般に容易に購入され、又は販売される場合に限る。株式は、その購入又は販売が限られた投資家の集団に黙示的にも明示的にも制限されていない場合には、一般に容易に購入され、又は販売されるものとする。

(i)「主たる種類の株式」とは、法人の議決権及び価値の過半を占める一又は二以上の種類の株式をいう。

(j)「公認の有価証券市場」とは、次のものをいう。

(i) 日本国の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に基づき設立された有価証券市場

(ii) パナマ証券取引所

(iii) 両締約国の権限のある当局が公認の有価証券市場として合意するもの

(k)「集団投資基金又は集団投資計画」とは、あらゆる集団投資の媒体（法的な形態のいかんを問わない。）をいう。「公開集団投資基金又は公開集団投資計画」とは、その持分証券、株式その他の持分が一般に容易に購入され、販売され、又は償還される集団投資基金又は集団投資計画をいう。集団投資基金又は集団投資計画の持分証券、株式その他の持分は、その購入、販売又は償還が限られた投資家の集団に黙示的にも明示的にも制限されていない場合には、一般に容易に購入され、販売され、又は償還されるものとする。

(l)「租税」とは、この協定が適用される租税をいう。

(m)「要請国」とは、情報の提供を要請する締約国をいう。

(n)「被要請国」とは、情報の提供を要請された締約国をいう。

(o)「情報収集のための措置」とは、一方の締約国が要請された情報を入手し、及び提供することを可能にするための法令及び行政上又は司法上の手続をいう。

(p)「情報」とは、事実、記述又は記録（形態のいかんを問わない。）をいう。

(q)「犯則租税事案」とは、要請国の刑事法に基づいて訴追されるべき故意による行為に係る租税事案をいう。

(r)「刑事法」とは、租税に関する法令、刑法又はその他の法令のいずれに含まれるかを問わず、国内法令の下において刑事法として特定される全ての刑事法をいう。

2 一方の締約国によるこの協定の適用に際しては、この協定において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、当該一方の締約国の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約国において適用される租税に関する法令における当該用語の意義は、当該一方の締約国の他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。

第五条　要請に基づく情報の交換

1 (a) 被要請国の権限のある当局は、第一条に定める目的のため、要請に応じて情報を入手し、及び提供する。そのような情報は、次に掲げる情報を含む。

(i) 銀行その他の金融機関及び代理人として活動し、又は受託者の資格で活動する者（名義人及び信託の受託者を含む。）が有する情報

(ii) 法人、組合、信託、財団その他の者の所有に関する情報（第二条の規定の範囲内で、所有の連鎖における全ての者の所有に関する情報を含むものとし、信託については委託者、受託者及び受益者に関する情報、財団については設立者、理事会の構成員及び受益者に関する情報を含む。）

(b) (a)に規定する情報は、調査の対象となる行為が被要請国内において行われるとした場合にその法令の下において犯罪を構成するか否かを考慮することなく提供される。

2 被要請国は、その権限のある当局が保有する情報が情報提供の要請に応ずるために十分でない場合には、自己の課税目的のために必要でないときであっても、要請された情報を要請国に提供するために全ての関連する情報収集のための措置をとる。

3 要請国の権限のある当局から特に要請がある場合には、被要請国の権限のある当局は、被要請国の国内法令によって認められる範囲において、証人の証言及び記録の原本の写しに認証を付したものの形式で、この条の規定に基づく情報の提供を行う。

4 この協定は、両締約国に対し、過重な困難を生じさせることなしに株式公開法人又は公開集団投資基金若しくは公開集団投資計画の所有に関する情報を入手することができる場合を除くほか、当該情報を入手し、又は提供する義務を生じさせるものではない。

5 要請国の権限のある当局は、この協定に基づいて情報の提供を要請するに際しては、求める情報とその要請との関連性を示すため、被要請国の権限のある当局に対し、次に掲げる情報を提供しなければならない。

(a) (b) 要請国の課税目的のために必要なものとして要請する情報の対象となる課税期間又は期間

(c) 要請する情報に係る記述（当該情報の性質及び要請国が希望する被要請国から当該情報を受領する形式を含む。）

(d) (e) 要請する情報を必要とする課税目的

(f) 要請する情報を被要請国が保有していると認める根拠又は被要請国の領域的管轄内にある者が保有し、若しくは管理していると認める根拠

(g) 要請が要請国の法令及び行政上の慣行に従って行われており、要請する情報が要請国の領域的管轄内にあるとしたならば要請国の権限のある当局が要請国の法令に基づいて又は要請国の通常の行政上の慣行を通じて当該情報を入手することができ、並びに当該要請がこの協定に従って行われている旨の記述

(h) 要請する情報を入手するために要請国が自己の領域的管轄内において利用可能な全ての手段（過重な困難を生じさせるものを除く。）をとった旨の記述

6 被要請国の権限のある当局は、できる限り速やかに要請された情報を要請国に提供する。迅速な対応を確保するため、被要請国の権限のある当局は、次のことを行う。

(a) 要請国の権限のある当局に対し要請の受領を書面によって確認すること及び当該要請に不備がある場合には要請国の権限のある当局に対し当該要請の受領の日から六十日以内に当該不備を通知すること。

(b) 要請の受領の日から九十日以内に要請された情報を入手し、及び提供することができない場合（当該情報を提供することについて障害がある場合又は当該情報を提供することを拒否する場合を含む。）には、要請国の権限のある当局に対してその旨を直ちに通知し、そのような入手及び提供が不可能である理由、当該障害の性質又はその拒否の理由を説明すること。

第六条　自動的な情報の交換

両締約国の権限のある当局は、両締約国の権限のある当局の間の合意によって決定する区分の事案に関しては、その合意によって決定する手続に従い、第一条に定める目的のため、情報を自動的に交換する。

第七条　要請を拒否することができる場合

1 被要請国は、要請された情報が要請国の領域的管轄内にあるとしても要請国の権限のある当局が要請国の法令に基づいて又は要請国の通常の行政上の慣行を通じて入手することができない情報を入手し、又は提供することを要求されない。被要請国の権限のある当局は、要請国の要請がこの協定に従って行われていない場合には、支援を拒否することができる。

2 この協定は、一方の締約国に対し、営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密又は取引の過程を明らかにするような情報を提供する義務を課するものではない。そのような情報には、弁護士その他の法律事務代理人がその職務に関してその依頼者との間で行う通信に関する情報であって、各締約国の法令に基づいて保護されるものを含む。この2の前段及び中段の規定にかかわらず、第五条1(a)に規定する情報は、同規定に規定する情報であることのみを理由として、そのような秘密又は取引の過程として取り扱われることはない。